

[事案 2024-294] 入院給付金支払等請求

・令和7年11月4日 和解成立

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年6月下旬に睡眠時無呼吸症候群の検査により入院したため、同年6月上旬に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。もしくは本契約を取り消して、既払込保険料全額を返還してほしい。

- (1) 申込手続き時に、募集人に対し、1回病院を受診し、検査はまだしていない旨を伝えたところ、募集人はまだ「間に合う」などと発言したので申込手続きを行った。
- (2) 募集人と告知事項を確認しながら告知手続きを行ったが、募集人は通院歴について「なし」でいいと発言した。
- (3) 自分は、通院歴を隠したら告知義務違反になることを理解していたため、告知義務違反にならないよう、募集人に対し、受診をして病名はまだ医師から告知されていないが、今後検査がある旨を伝えた。「今後検査するかもしれない」とは発言していない。
- (4) 保険会社が三者面談を提案し、自分は了承したのに、募集人が自分に会いたくないという理由で三者面談は実施されなかった。この状況で保険会社が本件の募集行為に不備がない旨の判断をするのは誤っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の既契約の状況等の確認のために申立人と面談し、その際に申立人は入院保障を希望した。
- (2) 申立人は、募集人に対し、先になると思うが検査を受けることを考えている旨を話し、もし検査入院をした場合に入院一時金が出るのか、どのような場合が給付対象となるのかという質問をしたが、睡眠時無呼吸症候群の疑いがあること、自覚症状があること、および通院していることは話さなかった。
- (3) 申立人が面談を行った同日中の申込手続きを希望したため、募集人は、一旦帰社し、申込手続きの準備をして再度申立人を訪問し、申込手続きを受け付けた。告知手続きの際、募集人は、告知事項説明書等を示しながら説明し、告知事項を読み上げ該当があれば告知するよう説明したが、申立人は該当するものはないとのことであった。告知手続き時も、募集人は、申立人から通院している旨を聞いておらず、検査に関する質問もなかった。
- (4) 申立人は、契約日である令和6年6月上旬から極めて近い時期である同年6月下旬に睡眠時無呼吸症候群のため入院をし、入院給付金請求を行った。申立人が提出した診断書から、申立人が同年5月に同じ疾病で通院をした事実および発病年月日が令和2年頃と記載されていることを確認したため、責任開始期前発病を理由に入院給付金を支払われなかった。
- (5) 告知義務違反を理由に本契約を解除することまでは考えておらず、告知義務違反解除に言及したこともない。募集人は、通院歴に関する告知事項について「なし」でいいと発言し

ていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の申込手続時に、募集人が、申立人から病院に行く可能性があることを聞き、申立人に対し、診断を受けてしまったら本契約に加入できないので、入るのであれば診断を受ける前に入るほうがよい旨の話をしたこと、および、睡眠時無呼吸症候群の検査入院について話題になったことについては、概ね申立人と募集人の陳述は一致している。
- (2) 募集人は、申立人の健康状態については確認したが、責任開始期前に生じた傷害や疾病等が支払事由に該当しないことについて細かく説明はしていない旨を陳述し、また、申立人から、いつになるかは分からないが検査を受けに行こうと思っていると聞いた際には、その理由や経緯について質問をせず、流してしまったと陳述している。
- (3) 仮に申立人から睡眠時無呼吸症候群の検査入院をする具体的な予定を聞いていなかったとしても、申立人が検査入院を考えていることを聞いていたのであれば、責任開始期前発病の可能性に気づき、検査入院を考えている理由について質問し、責任開始期より前に発症した疾病については入院給付金は支払われない旨を強調して説明するなどすることが望ましかった。